
区域指定の概要(平成27年2月12日時点)

土壤汚染対策法第14条第1項に基づく指定の申請による 「形質変更時要届出区域」の指定 ＜須磨区大池町3丁目＞

1. 概要

須磨区大池町3丁目の土地において、土地所有者が実施した自主的な土壤汚染状況調査により、土地の一部で鉛、ふっ素、ほう素及びポリ塩化ビフェニルが土壤の指定基準を超過していたとして、土壤汚染対策法（以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地は一般の人が立ち入る土地ではなく、また、コンクリート等で覆われており飛散等による土壤の直接摂取のおそれはないこと、周辺での地下水の飲用も確認されていないことから、人の健康に被害が生じるおそれはないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、区域指定した土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように指導していく。

2. 区域指定

(1) 指定する区域

須磨区大池町3丁目7番の一部、8番の一部、9番の一部、10番の一部、12番の一部
(別図のとおり)

(2) 指定の区分 形質変更時要届出区域

(3) 指定年月日 平成27年2月12日

(4) 指定する特定有害物質

鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物
ポリ塩化ビフェニル

(5) 指定の理由

土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 指定の申請の概要

(1) 申請者(土地所有者) 株式会社 アマデラスホールディングス

(2) 申請者が行った自主的な土壤汚染状況調査結果の概要

・調査対象物質

地歴調査により汚染のおそれがあると判断された特定有害物質6物質(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル)

・土地の地歴調査結果

当該土地は、ゴム用塗料、製鋼用フラックスの製造を行う工場であったが、平成26年4月に操業停止している。

製造の工程で使用されていた原材料等に特定有害物質が含まれていた。

- ・ 土壌の測定結果
 - 鉛及びその化合物の含有量で最大300mg/kg(指定基準値150mg/kgの2.0倍)
 - ふっ素及びその化合物の溶出量で最大8.1mg/L(指定基準値0.8mg/Lの10倍)
 - ふっ素及びその化合物の含有量で最大9900mg/kg(指定基準値4000mg/kgの2.5倍)
 - ほう素及びその化合物の溶出量で最大1.1mg/L(指定基準値1mg/Lの1.1倍)
 - ポリ塩化ビフェニルの溶出量で最大0.0075mg/L(指定基準値：検出されないこと)
 - その他の特定有害物質については指定基準適合
- ・ 土壌汚染の原因
 - 事業活動によるものと考えられる。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

土壌汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された2,454.74平方メートル。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地は塀で囲われており一般の人が立ち入る土地ではなく、また、コンクリート等で覆われており飛散等のおそれなく汚染土壌の直接摂取による健康影響はないものと考えられる。
- (2) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響はないものと考えられる。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響はないものと判断した。

5. 今後の対応

土地の形質変更が行われる際には、本市は周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。

<資料>

1. 用語解説

土壌汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。(平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行)

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

土壌汚染対策法第14条第1項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壌が指定基準値を超過していることが思慮される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壌が指定基準値を超過していることが思慮される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壌汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

要措置区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過しており、かつ土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が

生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要として市長が指定、公示する区域。市長は汚染の除去等の措置を土地所有者に指示し、指定された区域での土地の形質変更が原則禁止される。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。錆びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壌中の鉛の正常な濃度の範囲は 15～30 mg/kg を示し、一般的に、植物に対する毒性は 1,000 mg/kg 以下の土壌濃度では見られないといわれている。

ふっ素

淡黄色の気体で反応性が高いため天然には単体として存在せず、種々の元素と結合して広く存在する。主な用途はふっ素系樹脂原料、浸食作用を利用したガラスのつや消しなどがある。眼、皮膚、気道に対し腐食性があり、蒸気やヒュームを吸引すると肺気腫を起こすことがある。また低カルシウム血症を起こし、心不全、腎不全を生じることがある。ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、人に軽度の斑状歯が発生することがあるとされている。

ほう素

ほう酸、ほう酸ナトリウムなど数多くの化合物があり、用途で最終製品として最も多いのはガラス繊維である。ほう酸やほう酸ナトリウムは古くから防腐薬、消毒薬として用いられてきたが、やけどや傷ついた皮膚、粘膜から吸収されたときの毒性が指摘され、現在では、目の洗浄・消毒に限定して使用されている。

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

化学的に安定で電気絶縁性に優れていることから、絶縁体、熱媒体、可塑剤、感圧紙などに用いられ、トランスやコンデンサに多く使われてきた。反復または長期にわたる皮膚との接触により、皮膚炎、塩素座そうを起こすことがあり、長期的な摂取により、脂肪に蓄積し、皮膚障害、肝障害、浮腫、視力低下、手足のしびれなどを起こすことがある。

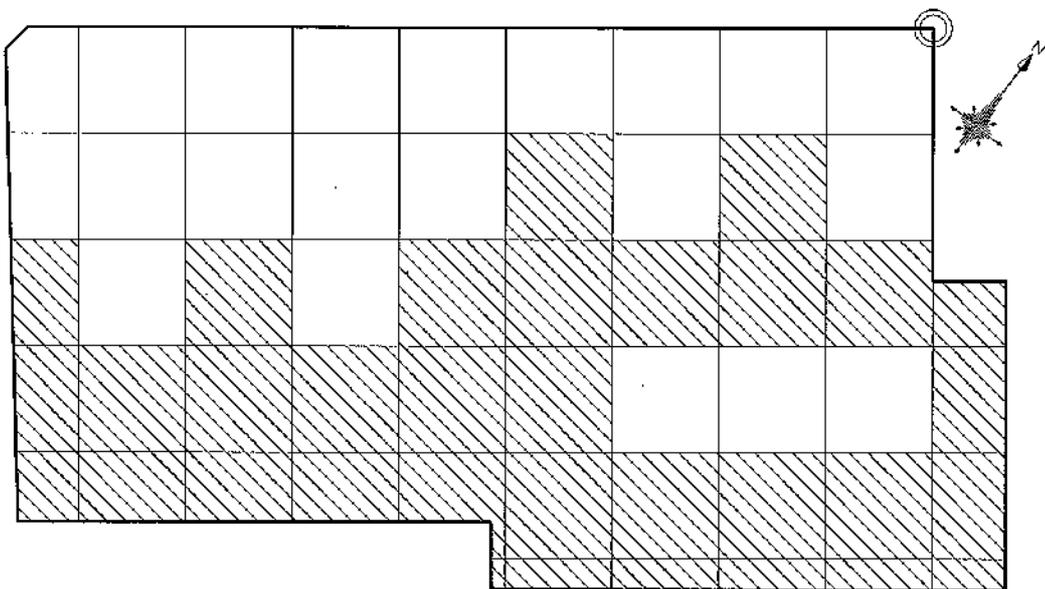
2. 市内の現在の指定区域

要措置区域：0 件 形質変更時要届出区域：10 件 (別表のとおり)

(別図) 位置図



指定区域図



凡 例	
	起点
	敷地境界線
	形質変更要届出区域

〈起点〉
 起点は、須磨区大池町3丁目10番の最北端地点とする。
 〈格子の回転角度〉
 52° 24' 32"
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

(別表) 市内の現在の指定区域 (形質変更時要届出区域)

指定番号	地番	指定面積 (m ²)	基準不適合物質	指定日
形 26-1	須磨区大池町 3 丁目 7 番、8 番、9 番、10 番、12 番	2,454.74	鉛、ふっ素、ほう素、PCB	H27.2.12
形 22-3	須磨区車字菅ノ池 1351 番 14、須磨区妙法寺字菅ノ池 3 番 2	1,966.00	鉛、砒素、ふっ素	H22.12.24
形 24-5	中央区東川崎町 2 丁目 14 番、20 番	4,700.00	水銀、鉛	H24.8.9
形 25-3	中央区東川崎町 2 丁目 14 番	1,320.52	水銀、鉛、砒素、ふっ素	H25.12.11
形 25-4	中央区東川崎町 2 丁目 14 番	6,059.4	六価クロム、水銀、鉛、ふっ素	H26.2.24
形 25-1	長田区川西通 4 丁目 101 番 18、101 番 19、101 番 20、101 番 21	267.29	六価クロム、鉛	H25.5.23
形 24-2	長田区浜添通 4 丁目 1 番 1、2 番 1、4 番 1、4 番 2、5 番 1、5 番 2、7 番、8 番、9 番 1	4,052.60	鉛	H24.5.9
形 24-6	灘区灘南通 3 丁目 114 番 4、114 番 5、115 番 4、116 番 1、118 番 2、灘北通 2 丁目 20 番、灘北通 3 丁目地先里道、武庫郡西灘村河原字中ノ内	1,004.10	砒素、ふっ素	H25.1.23
形 22-1	東灘区深江南町 1 丁目 79	2,924.70	ベンゼン、シアン、水銀、鉛、砒素、ふっ素	H22.7.1
形 25-5	兵庫区明和通 1 丁目 1 番 2、1 番 3、1 番 4	2,672.095	鉛、砒素	H26.2.24